

障 号 外
令和 8 年 4 月 3 日

各 位

和歌山県福祉保健部
福祉保健政策局障害福祉課長
(公印省略)

福祉・介護職員等処遇改善加算計画書（令和 8 年度）の提出について

平素より本県の障害福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、福祉・介護職員等処遇改善加算（以下「処遇改善加算」という。）を算定するためには、毎年度標記計画書を提出していただく必要がありますので、令和 8 年度において処遇改善加算等を算定する場合は、下記のとおり計画書の提出をお願いいたします。

処遇改善加算については、令和 8 年 6 月から見直しが予定されており、その取扱いが定められている、「福祉・介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和 8 年度分）」（別添、県ホームページにも掲載）を必ずご確認ください。

なお、令和 7 年度に処遇改善加算を算定している事業所等が、令和 8 年度も引き続き算定する場合も、計画書の提出がなければ算定することはできませんので、ご注意ください。

記

1 提出書類

福祉・介護職員等処遇改善加算計画書（令和 8 年度）

※ 計画書様式が令和 7 年度のものから変更されていますので、必ず下記ホームページからダウンロードした様式をお使いください。

https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040400/shitei_jigyosyo/syogukaizen.html

※ 提出先については、裏面の「4 提出先」に記載しております。

2 計画書作成にあたってのお問い合わせ先

福祉・介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省相談窓口

電話番号：050-3733-0230

受付時間：9：00～18：00（土日含む）

3 提出期限

○ 年度当初（処遇改善加算が新設されるサービスは 6 月）から算定する場合

- ・ 従前より処遇改善加算の対象とされている障害福祉サービスの事業者等
令和 8 年 4 月 15 日(水)

※ 既に処遇改善加算を算定している事業所であって、令和 8 年度も引き続き算定する場合、令和 8 年 4 月及び 5 月分と、令和 8 年 6 月以降の申請に係る計画書をあわせて提出

ください(法人単位で計画を作成している場合、処遇改善加算が新設されるサービスに係る計画もあわせて提出してください。)

- 令和8年6月に処遇改善加算が新設される障害福祉サービスの事業者等
令和8年6月15日(月)

- 年度途中より新たに処遇改善加算等を算定する場合
算定開始月の前々月の末日まで(同日が閉庁日の場合はその直後の開庁日まで)

4 提出先

法人所在地	事業所所在地	提出先・問合せ先	提出先住所・電話番号
和歌山市	和歌山市	和歌山市障害者支援課	〒640-8511 和歌山市七番丁23番地 TEL: 073-435-1060
和歌山市以外	和歌山市		
和歌山市	和歌山市以外	和歌山県障害福祉課	〒640-8585 和歌山市小松原通1-1 TEL: 073-441-2537 メールアドレス: e0404002@pref.wakayama.lg.jp
海南市・紀美野町		海草振興局健康福祉部 総務福祉課	〒642-0022 海南市大野中939 TEL: 073-482-5511 メールアドレス: e1301312@pref.wakayama.lg.jp
岩出市・紀の川市		那賀振興局健康福祉部 総務福祉課	〒649-6223 岩出市高塚209 TEL: 0736-61-0023 メールアドレス: e1302312@pref.wakayama.lg.jp
橋本市・かつらぎ町・九度山町 高野町		伊都振興局健康福祉部 総務福祉課	〒649-7203 橋本市高野口町名古曾927 TEL: 0736-42-0491 メールアドレス: e1303312@pref.wakayama.lg.jp
有田市・湯浅町・広川町 有田川町		有田振興局健康福祉部 総務福祉課	〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅2355-1 TEL: 0737-64-1291 メールアドレス: e1304312@pref.wakayama.lg.jp
御坊市・美浜町・日高町 由良町・日高川町・印南町		日高振興局健康福祉部 総務福祉課	〒644-0011 御坊市湯川町財部859-2 TEL: 0738-22-3481 メールアドレス: e1305311@pref.wakayama.lg.jp
田辺市・白浜町・上富田町 すさみ町・みなべ町		西牟婁振興局健康福祉部 総務福祉課	〒646-8580 田辺市朝日ヶ丘23-1 TEL: 0739-26-7932 メールアドレス: e1306312@pref.wakayama.lg.jp
新宮市・那智勝浦町・太地町 北山村		東牟婁振興局健康福祉部 総務福祉課	〒647-8551 新宮市緑ヶ丘2丁目4-8 TEL: 0735-21-9610 メールアドレス: e1307312@pref.wakayama.lg.jp
串本町・古座川町		東牟婁振興局健康福祉部 串本支所地域福祉課	〒649-4122 東牟婁郡串本町西向193 TEL: 0735-72-0525 メールアドレス: e1307412@pref.wakayama.lg.jp

※ 和歌山市内の障害児入所施設については、和歌山県障害福祉課に提出してください。

※ 圏域をまたがって事業所を運営している場合は、法人所在地を管轄する振興局（県庁含む）に一括で提出して頂いて構いません。

※ 計画書については、各指定権者（市町村等）に提出する必要があり、処遇改善加算が新設される障害福祉サービスの事業者等については、和歌山市以外の事業所であって、法人単位で計画を作成する場合は、県、市町村それぞれへ提出、新設されるサービスのみで計画を作成する場合は市町村へ提出してください。

6 提出方法・提出部数

○メール（推奨）

- ・「5 提出先」記載のメールアドレスに送信

○窓口持参

- ・各振興局健康福祉部総務福祉課（串本支所地域福祉課）に提出する場合は、2部
- ・和歌山県障害福祉課に提出する場合は、1部

※ 事業所控えが必要な場合は、各振興局健康福祉部総務福祉課（串本支所地域福祉課）に提出する場合は3部、和歌山県障害福祉課に提出する場合は2部提出してください。

7 その他留意すべき事項

○ 新たに処遇改善加算を算定し、又は算定する処遇改善加算の区分に変更がある場合は、計画書に加えて、「介護給付費等（障害児（通所・入所）給付費）算定に係る体制等に関する届出書」及び「体制等状況一覧表」を提出する必要があります。当該書類の提出期限は、算定開始月の前月15日までですので、ご注意ください。

ただし、今回の計画書提出にあたり区分が変更になる場合は、計画書の提出期限までに上記書類を届出を提出することで、変更を受け付けます。

○ 令和8年度の賃金改善実施期間は、令和7年度の賃金改善実施期間と重複がないようにしてください。

○ 計画書の記載内容を証明する書類については提出不要ですが、運営指導等において県から求めがあった場合には速やかに提出してください。

担当

施設福祉班 川口・山中

T E L : 073-441-2537